大和市告示第178号

大和市自転車等の放置防止に関する条例(昭和59年大和市条例第11号)第11条第2項及び 第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

令和7年10月7日

大和市長 古谷田 力

1 自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数			自転車等が放置され	自転車等の保管
	自転	車	原動機付自 転車	ていた場所	場所
令和7年9月1日		台	台	つきみ野駅周辺自転	大和市鶴間一丁目
から同月30日まで	3		0	車等放置禁止区域	21番4号
同	5		0	中央林間駅周辺自転 車等放置禁止区域	同
同	6		О	南林間駅周辺自転車 等放置禁止区域	同
同	2		0	鶴間駅周辺自転車等 放置禁止区域	同
同	4		0	大和駅周辺自転車等 放置禁止区域	同
同	1		0	桜ヶ丘駅周辺自転車 等放置禁止区域	司
同	8		О	高座渋谷駅周辺自転 車等放置禁止区域	司
同	0		0	相模大塚駅周辺自転 車等放置禁止区域	同
同	1 0		0	大和市下鶴間、南林 間六丁目及び七丁目、 鶴間一丁目、西鶴間 六丁目、上和田並び に福田地内の公共の 場所	同
同	0		0	大和駅プロムナード 自転車駐車場	司

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

- 3 自転車等の引取方法
 - (1) 引 取 場 所 大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号
 - (2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後1時から午後4時まで

ア 月曜日

- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(ア及びイに掲げる日を除く。)
- (3) 移動及び保管に要した費用

 自 転 車 1台につき2,000円

 原動機付自転車 1台につき4,000円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

- 4 自転車等の引取りのない場合の措置 保管期間が経過した自転車等は、処分する。
- 5 連絡先

大和市市民経済・にぎわい創出部 市民生活あんぜん課